

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて(平成 11 年 7 月 1 日付
け 11-13 林野庁指導部長通知)の改正の概要

改正年月日、番号：平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 348 号

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて、現場の実態に対応した補正方法等になるよう以下の内容等について改正。

- ・設計単価の取扱いについて、物価資料及び見積りによる場合の単価の算定方法を追加。
- ・歩掛の補正について、冬期補正、時間的制約を受ける工事の補正及び夜間工事の補正を追加。
- ・山林砂防工の適用条件について、山林砂防工の作業内容を明確化。
- ・請負工事の特許使用料の積算について、特許使用料の適用及び積算方法を追加。
- ・工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について、増加費用等の適用範囲及び算定方法を追加。